

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

			資料番号	11	担当課	漁政課
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	92 - 5 (69 - 2 準用)	許認可等 の内容	漁業協同組合連合会の合併の 認可	
水産業協同組合法 昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号						
(準用規定)						
第九十二条						
5 前二条に規定するもののほか、第六十九条から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号又は十一号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員(准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。)」と、第七十四条中「及び破産」とあるのは「、破産及び第九十一条の二第四項第一号又は十一号に掲げる事由」と読み替えるものとする。						
(合併の手続)						
第六十九条 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。						
2 合併は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。						
3 前項の認可の申請があつた場合には、第十一条第一項第四号又は十一号の事業を行う組合にあつては第六十三条第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第六十四条及び第六十五条の規定を準用する。						
4 出資組合の合併には、第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項の規定を準用する。						
5 合併を行う出資組合が、前項において準用する第五十三条第二項の規定による公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。						
(設立の認可)						
第六十四条 行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。						
一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。						
二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。						
・ 水産業協同組合法施行細則 (昭和 33 年 8 月 8 日 規則第 37 号)						
(合併認可申請)						
第 11 条 組合又は法第 70 条第 1 項の規定による組合の設立委員は、法第 69 条第 2 項又はこれを準用する規定により合併の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて						

提出しなければならない。

- (1) 合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合の定款及び附属書役員選挙規程又は附属書役員選任規程並びに事業計画書
- (2) 合併しようとする各組合の合併を議決した総会の議事録謄本、財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (3) 合併理由書
- (4) その他合併認可に必要な書類